諮問番号:諮問第147号

答申番号:答申第147号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しと障害等級2級の手帳交付決定処分を求める。

現在の精神障害の状態は、日付等、物忘れがはげしく、文章を書く等、簡単な作業でも集中が続かず、妻の助けが無いと次の行動に移れず、働かなければいけないが求人誌を読むのがやっとで、手がふるえ、生きているだけで吐き気をもよおし、本人も異常と分かっている。であるから、障害等級は2級であるべきであり、本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると、障害等級3級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことに対し、審査請求人は、現在 の精神障害の状態からして自らの障害等級は2級であるべき旨を主張している。

しかしながら、本県では、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定については、

「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」(以下「判定基準」という。)及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」 (以下「留意事項」という。)を審査基準として行うこととしており、処分庁の説明する本件処分に係る障害等級の判定については、審査基準に照らして不合理な点は認められない。

なお、処分庁は、審査請求人の能力障害(活動制限)の状態について軽度と確認した旨を述べている。

この点について、診断書⑥の3では、日常生活能力の程度は、「(3) 精神障害を認め、 日常生活又は社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と されており、これにより考えられる能力障害(活動制限)の程度は、審査基準である 留意事項3の(6)において、「おおむね2級程度」とされているところではあるが、これ については、2級の前後の等級に該当すると確認することを妨げる趣旨ではないと解 されることから、処分庁が審査請求人の能力障害(活動制限)の状態について軽度と 確認したことを不合理ということはできないと解される。

以上により、処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことについては、違 法又は不当ということはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第 1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年8月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、現在の精神障害の状態からして自らの障害等級は2級であるべき旨 を主張している。

しかしながら、処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準及 び留意事項に則って、審査請求人の障害等級について総合的に判断した上で処分を行 っており、本件処分に係る障害等級の判定に不合理な点は認められない。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見

を求め、「原処分支持」との回答を得ており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点 は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委員樋口 佳恵

委員中島 浩